

令和5年度島田市デジタルプロモーション業務委託仕様書

1 業務名

令和5年度島田市デジタルプロモーション業務

2 業務期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月31日

3 業務目的

島田市では平成31年4月から、「マーケティング的思考」と「デジタル技術」を活用するデジタルマーケティングの手法を導入し、島田市の様々な施策における効果の最大化を図るための取組を行っている。デジタルマーケティングの手法は、インターネットやモバイル端末の普及を背景に民間企業において加速度的に進み、更に近年はAI技術の急速な技術革新や新型コロナウイルス感染症の影響による社会生活のデジタルシフト等に伴い、その活用は一層深化している。また、行政機関においても、社会のデジタルシフトに対応するため、観光施策を中心に施策効果の最大化等を狙いとして、導入に向けた動きが進んでいる。

本業務は、島田市への誘客や移住、及びシティプロモーションを目的とした認知度の向上と、地域物産の販売や宿泊施設の予約・販売、観光アクティビティの予約・販売を行うマーケットプレイス※1のトランザクション（取引件数及び取引額）の拡大を目的とした広告配信を行うものである。

※1 マーケットプレイス:島田市が令和2年度に制作した地域物産の販売や宿泊施設の予約・販売、観光アクティビティの予約・販売を一括して行うことができるウェブサイト（「Enjoy!大井川」<https://oi-river-trip.com/enjoy/>）。

4 業務概要

受託者は、当市の認知度向上とマーケットプレイスのトランザクション（取引件数及び取引額）の拡大を目的とした広告配信（広告配信業務）を行う。

5 委託内容

広告配信業務

① ターゲットや広告プラットフォームに応じたクリエイティブ制作業務

・ 広告配信先は目的別に以下のとおりとする。

【認知・誘客】

・ 愛知県を中心に配信すること。

【移住】

・ 首都圏（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）、愛知県、大阪府を中心に配信すること。

【シティプロモーション（ふるさと納税ほか）】

- ・愛知県を中心に配信すること。

【マーケットプレイス】

- ・愛知県を中心に配信すること。
- ・セグメンテーションとターゲティングの仮説を目的別にそれぞれ設定すること。
- ・本市の保有するリマーケティングリストを活用すること。
- ・配信ターゲットや広告プラットフォームに応じた動画や画像を制作すること。
- ・制作にあたっては、島田市の保有の動画や画像等を再編集し、制作することも可能とする。なお、島田市保有の動画については、以下 URL 先の YouTube チャンネルより確認可能。

○Shimada City JAPAN

(<https://www.youtube.com/channel/UCnF1xkXyzsKv4L2qA95fEGQ/videos>)

○Shimada City

(<https://www.youtube.com/@ShimadaCity>)

○住んでご島田

(https://www.youtube.com/channel/UCvfZ54aLCwN_sfpV36BIRoQ/featured)

- ・制作する動画や画像の内容は、島田市への来訪・移住意欲やふるさと納税への興味・関心、地域製品の購買意欲を喚起するとともに、島田市の認知度向上効果が見込まれるものとする。
- ・業務期間を通してクリエイティブを固定するのではなく、期間を区切って PDCA サイクルを回し、運用すること。

② 広告配信

ア 基本的な業務

- ・制作した動画や画像等を活用し、広告配信をすること。
- ・広告プラットフォームは、対象市場及びターゲットへの到達度の高いメディアを選択することとし、目的に応じた最適な配信方法を配信回数を目安とともに提案し、島田市と協議の上、決定するものとする。
- ・広告プラットフォームを選択する際は、GDN 広告、YouTube 広告、SNS 広告について検討すること。
- ・広告プラットフォームは、複数利用も可能とする。
- ・提案する広告プラットフォームについて、他のプラットフォームとの違いや優位性等選択した理由を説明すること。
- ・なお、移住を目的とした認知度向上における広告配信については、必ず島田市保有の動画を活用した YouTube 広告を含めた提案とすること。
- ・広告の掲載・配信するために効果的な設定を行い、且つ広告の実施状況を確認するため、広告プラットフォーム上管理画面の ID とパスワードを島田市に付与すること。

- ・Google 広告を使用する場合は、島田市保有の MCC（マイクライアントセンター）アカウントと連携し、島田市において広告配信のデータを蓄積するものとする。なお、Google 広告以外の広告においても同様に、データ蓄積可能なものは島田市にデータが蓄積できるように設定すること。
- ・見込み客リストを蓄積し、必要があれば分析に使用するタグの連携設定等を適切に行うこと。
- ・WEB サイト上でデータ蓄積のためのタグを設置する際は、島田市の指定する Google タグマネージャーを活用すること。その際、タグマネージャーの設定は受託者が実施すること。

イ 配信方法

- ・島田市への来訪・移住意欲やふるさと納税へ興味・関心、地域製品の購買意欲を喚起するとともに、島田市の認知の向上効果が見込まれるような配信手法とする。なお、配信手法に関しては島田市と協議の上、決定すること。
- ・広告価値毀損の課題「ビューアビリティ※2」「アドフラウド※3」「ブランドセーフティ※4」については、島田市に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

※2 ビューアビリティ：広告が実際に閲覧可能な状態で表示されているか。

※3 アドフラウド：広告が“機械”ではなく、“人”に対して表示されているか。

※4 ブランドセーフティ：広告が適切なサイトやコンテンツに表示されているか。

ウ 誘導先（LP）

- ・誘客を目的とした認知度向上における誘導先（LP）は、観光ウェブサイト「旅する大井川」を想定しており、具体的な内容については島田市と協議の上、決定すること。
- ・移住を目的とした認知度向上における誘導先（LP）は、移住ウェブサイト「住んでしまだ」を想定しており、具体的な内容については島田市と協議の上、決定すること。
- ・シティプロモーション（ふるさと納税ほか）を目的とした認知度向上における誘導先（LP）は、「島田市ふるさと納税特設サイト」又は「島田市緑茶化計画専用 WEB サイト」を想定しており、具体的な内容については島田市と協議の上、決定すること。
- ・マーケットプレイスのトランザクションにおける誘導先（LP）は、観光ウェブサイト「旅する大井川」又はマーケットプレイス「Enjoy!大井川」を想定しており、具体的な内容については島田市と協議の上、決定すること。

エ KPI・目標等

- ・島田市の認知度の向上と、誘導先のマーケットプレイスでのトランザクションの最適化を図るうえで、目的別に最適な指標を設定し、目標 KPI

として相応しいものを設定すること。

- ・本事業における広告配信の目標となる項目等を設定すること。
- ・設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・Web サイト内で設定した項目に関しては、市の指定した Google アナリティクス上で目標設定を行い、数値を計測すること

オ 広告配信時期

- ・広告配信時期については、本業務委託期間内において継続的に広告効果の最大化が図られるよう配信計画を提案し、島田市と協議の上、決定する。

③ 効果測定及び報告業務

- ・業務状況をモニタリングし、状況に応じて的確かつスピード感を持って対応すること。
- ・定期的に島田市とミーティングを開催し、進捗状況等について共有するとともに、発展性を持って業務の効果検証を実施し、事業の改善策について随時提案を行うこと。なお、ミーティングの開催方法はオンラインを想定しており、頻度については島田市と協議の上決定する。
- ・広告配信や Web サイト閲覧等について、広告の表示回数、広告クリック数、Web サイト等の閲覧回数、CV 数、CPC、CPA、Cost 等の費用、閲覧者・視聴者の属性（性別、年齢、地域、特性等）、トランザクション（取引件数及び取引額）等を分析しながら、定期的かつ島田市の求めに応じて報告するとともに、必要に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を島田市と協議の上、実施すること。
- ・今後もデジタルプロモーションを行うことを念頭に、各媒体には可能な限り「リマーケティング（またはリターゲティング）タグ※5」を設定することとし、アクセス者の分析を行うための「見込み客リスト」を蓄積すること。
- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

※5 リマーケティング（またはリターゲティング）タグ：特定の動画やウェブサイト等を視聴・閲覧したインターネット利用者等に対して、広告を表示できる機能。

6 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、島田市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て島田市に移転すること。
- ・納品動画、画像に関する著作権肖像権等の権利は島田市に帰属するよう整理すること。

- ・受託者は、島田市が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使しないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・全体の広告費のうち、移住を目的とした認知度向上における YouTube 広告の配信費用については 500,000 円（税込み）を見込んでいるため、その他との広告区分を明確にし、実施・報告すること。
- ・本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについては、島田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 2 号）を遵守しなければならない。
- ・島田市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

7 成果品

(1) 提出物

- ・事業完了報告書（A4 判）【電子データ（PDF）】
- ・分析結果報告書【電子データ（PDF）】
- ・制作した動画や画像の電子データ

(2) 提出先

島田市市長戦略部 DX 推進課

(3) 提出期限

令和 6 年 3 月 31 日

8 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは島田市と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- ・業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- ・各業務に係る編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・各種アカウント作成時には、島田市の承認を得ること。
- ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、島田市の承認を得ること。

- ・本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、島田市が承諾した場合はこの限りでない。